

令和3年3月1日

湯村自動車学校からのお知らせ（続報3）

令和3年1月7日（木）に政府より発出された1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）及び令和3年1月13日（水）に政府より追加発出された2府5県（大阪・京都・兵庫・愛知・岐阜・栃木・福岡）への「緊急事態宣言」に伴い、本県（山梨）の知事より1都3県及び追加された2府5県への往来自粛要請が発出されました。また、それ以外の移動先についても感染状況を踏まえて慎重に判断するよう要請がありました。

これを受け、この1都3県及び追加の2府5県、または感染が多い地域から本県に帰省またはその地域に外出された方は、本県に戻られてから2週間を経たからの教習等（入校・検定・講習を含む）とさせて頂いておりましたが、令和3年2月2日（火）に栃木県、令和3年2月26日に愛知県・岐阜県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県が政府より「緊急事態宣言」を2月28日で解除し、それ以外の地域については据え置くことが決定されました。これを受け本県より先行の栃木県に加え愛知県・岐阜県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県に対しての往来自粛協力要請が解除されましたので、上記、当社利用制限規定から栃木県、愛知県・岐阜県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県を除外させていただきます。

尚、教習等を受けられる2週間前に体調不良・異常（発熱、風邪症状、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等）があった場合には、来校を控えて下さい。くれぐれも対象地域への外出は控えるとともに外出された場合には、ご申告の程よろしくお願い申し上げます。この件に対する予約変更は可能な限り対応をさせていただきますが、スケジュールが大幅に遅れることが予測できますので、あらかじめご理解とご了承を賜りますようお願い致します。

※令和3年3月1日現在の「緊急事態宣言」地域は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県です。